

今後の小売政策の在り方について 中間とりまとめ（案）

令和 4 年 7 月

目次

1. 背景	2
2. 小売電気事業	5
(1) 料金の在り方	5
1) 産業向け料金	5
① 現状	5
② 課題	6
③ 方向性	7
2) 家庭等向け料金	9
① 現状	9
② 課題	10
③ 方向性	10
(2) 小売電気事業の在り方	12
① 現状	12
② 課題	15
③ 方向性	17
3. 都市ガス小売事業	20
(1) 都市ガス小売事業を取り巻く事業環境	20
(2) 原料費高騰下における需要家保護と料金の在り方	21
1) 産業向け料金	21
2) 家庭向け料金	21
① 現状	21
② 課題	21
③ 方向性	22

1. 背景

小売電気事業は2016年から、ガス小売事業は2017年から全面自由化を行い、多くの事業者が参入し、多様なサービスの提供が進んできたが、足下では、ロシアのウクライナ侵攻等の影響を受けた世界的なLNG等の原燃料価格や卸電力市場価格の高騰により、小売電気・ガス事業を取り巻く事業環境は、全面自由化開始当時と比較して大きく変化しているところである。

原燃料価格の高騰は、諸外国においても生じている課題であり、欧州においては、家庭向けの電気料金が3～5割程度上昇し、家庭向けのガス料金は5～9割程度上昇している。

こうした欧州の状況に対して、我が国の家庭等向けの電気料金については、LNGの調達については比較的安価な長期契約が多いことや、家庭等向けの電気料金は全面自由化後も経過措置として規制料金が存続して燃料費調整制度により燃料価格の変動に伴う料金の上昇に一定の歯止めがかかる仕組みとなっていることにより、約2割程度に抑制されている。

家庭向けのガス料金についても、長期契約によるLNG調達の比率が高く現在の国際的なスポット価格より安価に調達できていることや、原料価格の上昇が緩やかに小売料金に反映される原料費調整の料金の仕組みにより、前年同期比で約2割台の上昇に抑制されている。

他方、小売電気事業においては、卸電力市場価格¹の高騰等を通じて、新電力等における調達コスト上昇、新電力の撤退、最終保障供給の契約者の増加、大手電力会社における戻り需要の受付停止等につながっている。産業用のガス小売においては、現時点では電気のような状況は見られないが、今後の動向を注視していく必要がある。

こうした中で、電力・ガス基本政策小委員会においては、電力・ガスの持続的な安定供給や需要家保護の観点から、本年1月以降、約半年間にわたって今後の小売政策の在り方について議論を積み重ねてきたところであり、これまでの議論を中間的に整理することとしたい。

今回の中間とりまとめにおいて、具体的な対策を整理したものについては直ちに実行に移すこととし、検討すべき論点が残るものについては、引き続き、本委員会等において議論を積み重ねていくこととしたい。

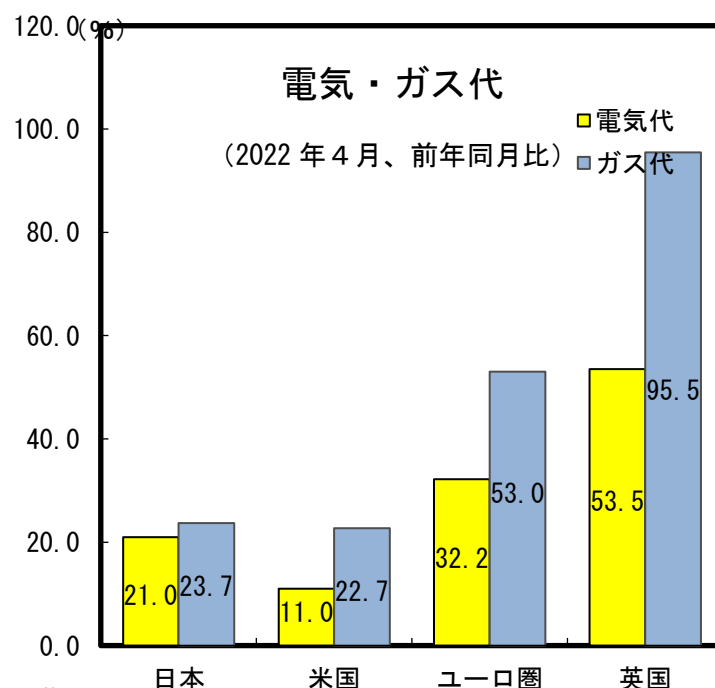
¹ 日本の卸電力市場は、スポット市場、1時間前市場等があるが、本中間とりまとめではスポット市場の価格を意味する用語として「卸電力市場価格」を用いる。

図 1：直近の LNG 価格の推移



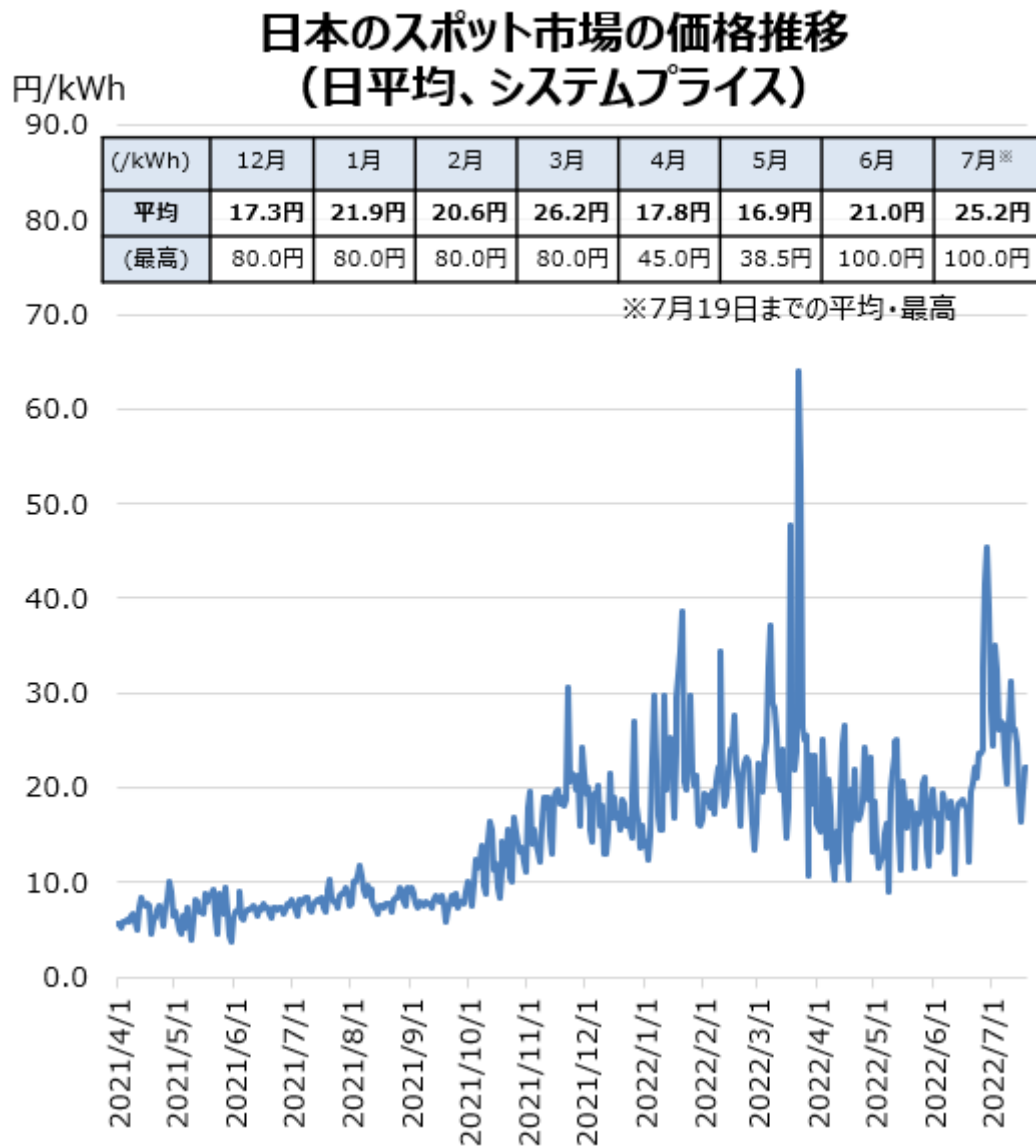
出典：S&P Global Platts 他

図 2：電気・ガス料金の各国の状況



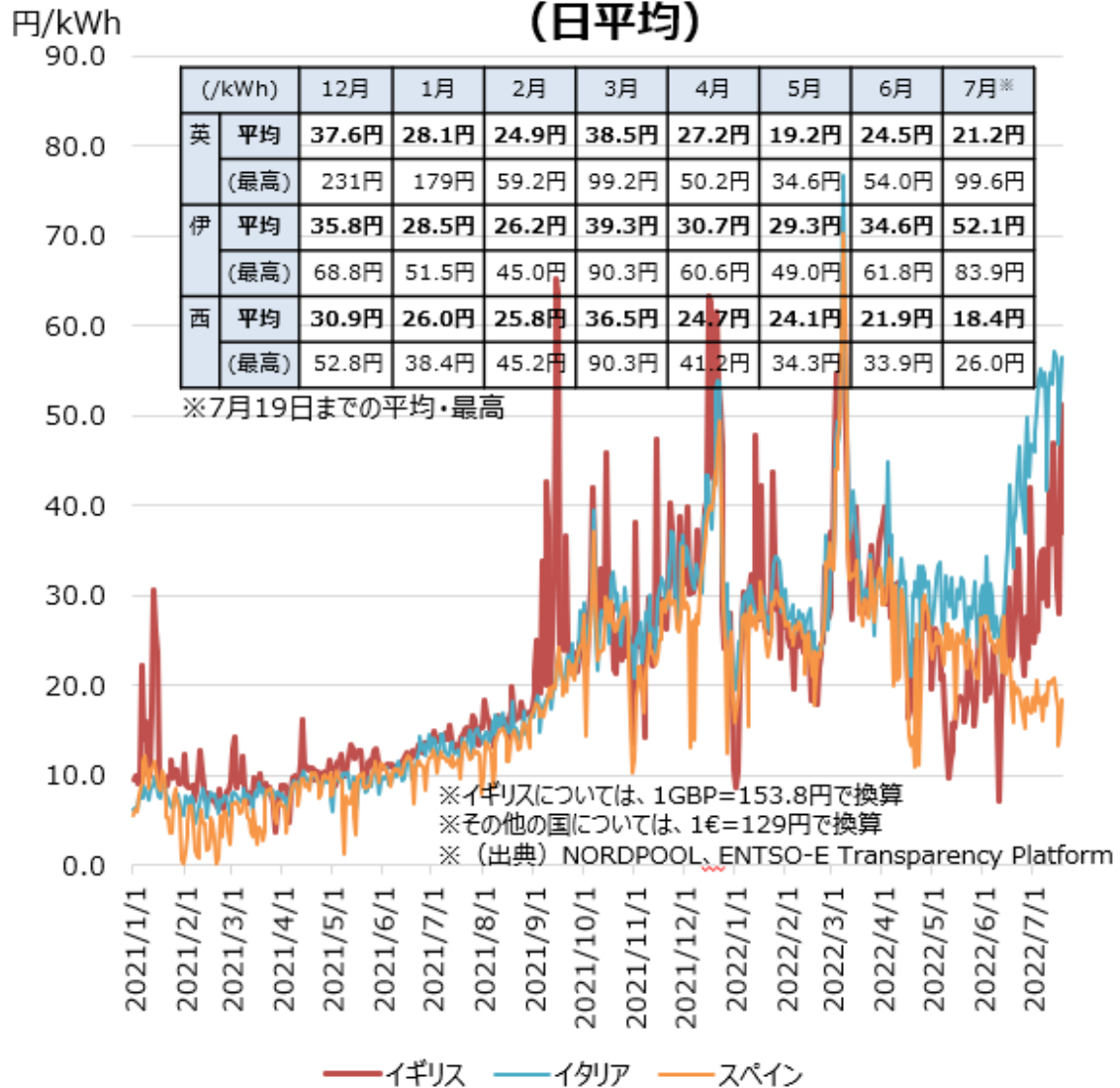
出典：（日本：総務省「消費者物価指数」、米国：United States Bureau of Labor Statistics “Consumer Price Indexes”、ユーロ圏：Eurostat “Harmonised Indices of Consumer Prices”、英国：Office of National Statistics “Census 2021”）
を元に資源エネルギー庁作成

図3：日本及び諸外国の卸電力市場価格の推移



出典：日本卸電力取引所のデータを元に資源エネルギー庁作成

欧州各国のスポット市場の価格推移 (日平均)



出典：NORDPOOL、ENTSO-E Transparency Platform

2. 小売電気事業

(1) 料金の在り方

1) 産業向け料金

①現状

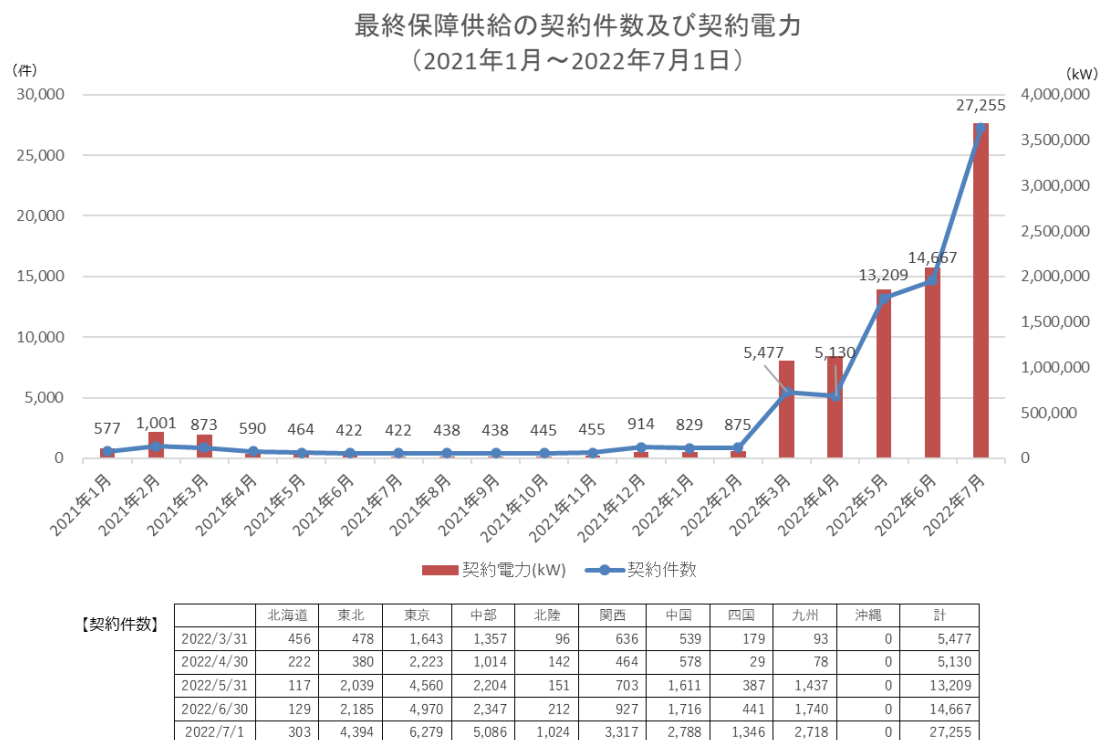
現在、産業用の電気料金は、高圧分野において経過措置料金が残る沖縄電力を除き自由料金となっており、小売事業者の判断に基づき料金が定められている。

こうした中で、卸電力市場（JEPX）の市場価格が高騰していることや、それに伴って相対取引価格も高騰していることから、一部の新電力において、特高・高圧部門からの事業撤退や受付停止といった事象が生じている。これにより新電力と契約をしていた需要家が、新たな契約先として、みなし小売電気事業者へ小売供給契約の締結を依頼する動き（「戻り需要」が増加する動き）が見られているが、みなし小売電気事業者においては、当初想定していた供給力を上回る需要への対応となるため、標準的な料金メニューによる受付を停止している社も出現している。

需要家がどの小売事業者とも契約に至らなかった場合、一般送配電事業者による最終保障供給を受けることができる。一方で、最終保障供給は、あくまで一般送配電事業者が一時的に供給を

担うセーフティネットであることから、その料金については、標準的な料金よりも高い水準で設計されているが、昨今の燃料価格高騰を反映した自由料金の水準よりも、最終保障供給料金が割安となっている状況がみられ、小売電気事業者の受付停止とあいまって、最終保障供給に需要家が流入している状況となっている。

図4：最終保障供給の契約件数及契約電力



※ 2022年7月1日時点。各一般送配電事業者に聴取した契約済件数を基に電力・ガス取引監視等委員会が作成。現在契約手続中の申込みにおける廻り契約の状況等により、変動することもある。

②課題

(i) 最終保障供給料金の水準

現行の最終保障供給約款においては、みなし小売電気事業者が設定している標準的な料金メニューの約2割増しの料金（臨時的な料金メニュー相当）が設定されており、平常時においては、最終保障供給料金が自由料金よりも割高となり、長期間契約する需要家は想定されていなかったところである。

しかし、燃料価格高騰下においては、卸電力市場価格が高騰し、電源調達コストを料金に反映しようとする結果、一部の自由料金について、標準メニューのみならず、その約2割増しの料金である最終保障供給料金よりも割高となり、需要家が自由料金よりも価格の低い最終保障供給料金を選択するという事象が起こりかねず、実際に最終保障供給への申込みも増加している。

このような状況下においては、本来セーフティネットとして機能すべき最終保障供給について、需要家の長期間契約という制度趣旨にそぐわない行動を誘発し、適正な価格形成や自由競争が阻害されるおそれがあり、また、最終保障供給は一般送配電事業者が本来調整力として活用すべき供給力によって担われるため、安定供給確保の観点からも、料金水準の見直しが必要と考えられる²。

² 沖縄電力管内においては、市場がなく、最終保障供給料金と自由料金との逆転現象が生じていないことから、今回の検討の対象外とすることとする。

（ii）電力供給受付停止問題

産業向け（高圧以上）の電力供給については、複数の小売電気事業者から供給を受けられず、又は最終保障料金より高い価格を提示される結果、最終保障供給を選択せざるを得ない需要家も出現している。あるいは、価格が高騰している卸電力市場等からの追加的な調達対応の結果、みなし小売電気事業者への「戻り需要」について、既存契約者が契約する「標準メニュー」を元にした供給条件以外の条件で供給する状態が生じている。こうした状況が、一時的ではなく、一定期間継続するとすれば、こうした需要家と、既存契約者との間で、選択できるサービスに差異が構造上、固定され得ることとなる。

一方、現行の「適正な電力取引についての指針」において、みなし小売電気事業者が、「小売分野において標準的な料金メニュー（標準メニュー）を広く一般に公表し、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である」とされている。この指針の考え方に基けば、みなし小売電気事業者において既存需要家と同様の需要特性を持つ需要家が、「戻り需要」であることで、HP等に掲載されている「標準メニュー」の適用を受けられない現状が続くことは、望ましいとはいえないと考えられる点が課題となる。

③方向性

（i）最終保障供給料金の在り方

最終保障供給料金の在り方については、本年3月以降、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において議論が積み重ねられ、5月31日に議論のまとめがなされており、電力・ガス基本政策小委員会においてもその内容について異論はないところ、今後、各一般送配電事業者においては、当該まとめに基づき最終保障供給料金の具体的な見直しが進められることが期待される。

<具体的な最終保障供給料金の在り方>

自由料金は、市場の状況を勘案して料金設定されていると考えられるところ、最終保障供給料金についても、自由料金に直接的に影響し、また、需要家にとってもわかりやすい卸電力市場価格の平均実績を反映することで、最終保障供給料金を自由料金と一定程度連動させ、かつ、自由料金との逆転現象の是正を図る。

その上で、反映する卸電力市場価格については、各エリアの調達コストの違いを考慮してエリアプライスとする。また、30分コマの価格を最終保障供給料金に反映させることはシステム対応の観点等から課題が多いため、月間のエリアプライスの単純平均値を用いることとする。

また、最終保障供給料金に対しては可能な限りリアルタイムで反映されることが望ましいものの、エリアプライスが反映された最終保障供給料金について、需要家が事前に把握できないことは、需要家保護の観点から妥当ではないと考えられる。そこで、一般送配電事業者の準備期間も考慮し、計量月の最終保障供給料金に、前々月の21日～前月20日までのエリアプライスの単純平均値を反映することとする。

卸電力市場価格の反映方法としては、現行の最終保障供給料金の料金体系をベースに、エリア

プライス（ロス率、消費税込み）＋託送従量料金単価³と現行の最終保障供給の従量料金単価（燃調込み）⁴との差額を補正項として反映することとする。なお、基本料金は現行の最終保障供給料金の水準を維持することとする。

なお、卸電力市場価格高騰時にはプラスの補正項が働く一方、卸電力市場価格が下落している場合には、マイナスの補正項が働き、現行の最終保障供給料金よりも安くなる可能性がある。

この点、卸電力市場価格が下落し、市場が落ち着いている場合には、自由料金は標準メニューを下回ると考えられるため、最終保障供給料金を標準メニューの1.2倍として高止まりさせておく必要はないと考えられる。他方、卸電力市場価格が少し安くなっただけで、マイナス補正項を働かせてしまうと、自由料金との逆転現象が生じるおそれがあり、妥当ではない。

そこで、算定期間のエリアプライスの単純平均値が、2019年度～2021年度で最も安い期間（エリアプライス参照期間と同様、21日～翌月20日）の平均値を下回る場合に、マイナス補正項を適用することとする。

また、上記のトリガーが適用される場合に限り、マイナス補正項が適用されずとも、マイナス補正項に下限を設けない場合、当該トリガー適用時に最終保障供給料金が自由料金を下回る可能性もあることから、補正項を反映した最終保障供給料金の従量料金単価については標準メニューの従量料金単価を下限とすることとする。

以上を踏まえ、最終保障供給料金について以下のとおり算定することとする。

現行の最終保障供給料金＋補正項

補正項＝エリアプライス（ロス率、消費税込み）＋託送従量料金単価

－現行の最終保障供給従量料金単価（燃調込み）

マイナス補正項を適用するトリガーについては、2019年度～2021年度のエリアプライスを参照することとし、今後の卸電力市場価格を踏まえつつ必要に応じて見直すこととする。

また、当該料金の適用に関して、一般送配電事業者は、以下の点について留意する必要があると考えられる。

- 需要家が使用量等を元に料金を算定することが可能となるよう、補正項の額について事前にHPに掲載し、需要家が確認できるようにすること
- 既存契約者や契約申込者に対して、事前周知を行い、丁寧に説明すること

（ii）電力供給受付停止問題への対応

前述のとおり、「戻り需要」についても、標準メニューを適用されている既存契約者と同じ需要特性を持つ需要家群に含まれる限り、標準メニューで受け付けることが、本来的には望ましい在り方であると考えられるが、現状の事業環境に鑑みれば、その供給コストが「標準メニュー」料金を上回る状況が生じている可能性も考えられる。

³ 離島ユニバーサルサービス調整を実施する一般送配電事業者については、離島ユニバーサル調整込み。以降についても同様。

⁴ 離島ユニバーサルサービス調整を実施し、かつ、離島ユニバーサルサービス調整が反映されたみなし小売電気事業者の標準メニューをもとに最終保障供給料金を設定している一般送配電事業者については、離島ユニバーサルサービス調整込み。以降についても同様。

この点、「標準メニュー」を、その時々事業環境に鑑み、定期的に見直すことも考えられるが、現行の適正な電力取引についての指針における「標準メニューの内容が、(略) 特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる」という記載については、今日的にも正当性があると考えられるものの、標準メニューの見直しに係る小売事業者側の検討の幅を狭める面もあると考えられる。

このため、適正な電力取引についての指針を改正し、「コストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等（調達費用の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。）に応じ、定期的に見直すことも考えられる。」と、当該部分に追記することとする。

その上で、現状、最終保障供給を受けている需要家については、他に選択肢がない中で、やむを得ず最終保障供給を選択せざるを得ない状況にあることが多いと考えられるが、そのことに鑑みると、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することが望ましいとされているみなし小売電気事業者が、標準メニューでの受付再開の見通しを立てないままに、一般送配電事業者による最終保障供給料金の改定のみが行われることは、こうした需要家保護の観点から望ましいとはいえないと考えられる。

このため、各エリアの事情に応じ、各みなし小売電気事業者において、標準メニューでの受付再開に向けた検討を速やかに進め、準備の整った事業者から、その見通しが示され次第、各一般送配電事業者において、既存の最終保障需要家への影響も配慮の上、速やかに本取りまとめの内容に基づき、最終保障供給料金を見直すことが期待される⁵。

(iii) その他

沖縄電力に残る高圧分野の経過措置料金の扱いについては、沖縄電力管内における状況等も踏まえながら、引き続き、検討を進める。

2) 家庭等向け料金

①現状

(i) 自由料金

低圧需要家向けの自由料金については、経過措置料金にならって燃料費調整の仕組みが自主的に導入されている事例が多く、燃料価格高騰に伴い、料金水準が上昇する傾向にある。

みなし小売電気事業者と競争関係にある新電力においては、需要家に対して自社メニューのメリットを訴求するため、同一エリアのみなし小売電気事業者の燃料費調整制度やその調整上限と横並びを取った料金体系とする場合があり、限界費用に必ずしも即さない料金調整を行う小売事業者も存在する。また、みなし小売電気事業者においても、経過措置料金認可時の燃料費調整を利用しており、実際の電源構成とは異なる根拠に基づく費用調整となっている場合もある。

⁵ 第73回制度設計専門会合事務局資料（抜粋）2022年5月

最終保障供給約款の変更について事前周知がなされることを前提とすれば、当該約款の変更の目的、必要性・相当性に照らし、変更は合理的であると考えられることから、変更後の規定について合意があったものとみなすことが民法上可能と考えられる（民法548条の4第1項第2号）。

（ii）経過措置料金

電力分野においては、全てのエリアにおいて、家庭等の低圧需要家について、みなし小売電気事業者による経過措置料金が存続している。その上で、現下の燃料費の高騰により、複数のみなし小売電気事業者において、経過措置料金に設けられている燃料費調整制度の調整上限に到達している状況にある。

調整上限に到達したみなし小売電気事業者は、必要があれば、特定小売供給約款（経過措置料金）の変更認可申請を行い、基準燃料価格を見直すことにより、燃料費調整上限を変更することは妨げられず、これに伴う審査プロセスを通じて、みなし小売電気事業者の原価構造が透明化されることになる。一方で、調整上限に達しているような局面において変更が行われる場合、需要家にとっては、経過措置料金の急激な上昇を招くおそれもある。

② 課題

（i）燃料費調整の在り方

現状、新電力の多くは、同一エリア内のみなし小売電気事業者の燃料費調整制度を横並びで自社の自由料金に採用しているが、実際の電源構成や卸電力市場価格といった、当該新電力の限界費用が反映されていないことから、特に燃料価格高騰時にそのギャップが深刻化し、需要家保護の観点からの課題に加え、社会全体の便益の向上を図るメカニズムに歪みを生じさせうる。

このため、新電力各社において、自社の限界費用を反映した燃料費調整の仕組みを新たに導入することが、経営安定化の観点からは有力な選択肢となるが、その場合、需要家にとって料金の比較可能性を維持することにも配慮することが重要である。

こうした観点から、自由競争を阻害しない形で、需要家目線で比較検討しやすく、かつ透明性を確保できるような、燃料費調整をはじめとする料金高騰リスクへの対応の考え方やその具体的な手法例について整理することが課題として考えられる。

（ii）需要家保護の在り方

小売自由化後の自由料金分野においては、専ら事業者間の競争や需要家の選択肢の多様化によって、需要家保護を実現する考え方に立っていると考えられるが、その上で、自由化された電力市場における需要家保護としては、小売電気事業者に対する供給条件の説明義務等が、電気事業法上課されていることに加え、需要家への十分な情報提供が望ましいこととされている。

このため、前項において述べたような各小売電気事業者における燃料費調整をはじめとする料金高騰リスクへの対応を取る場合、その内容やリスクについても、需要家への十分な情報提供等が望ましいものと考えられる。

③ 方向性

（i）燃料費調整の在り方

標準メニューについて、コストの変動をより適切に反映するという趣旨の追記を整理したことも鑑みると、料金調整一般についても、コストの変動を適切に反映することが期待されるものと考えられる。一方で、端的な需要家への訴求のしやすさ等の観点から、経営上、同一エリア内のみなし小売電気事業者の燃料費調整制度を横並びで自社の自由料金に採用する手法をとる場合も考えられる。

このため、適正な電力取引についての指針においては、「なお、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者とは電源調達の方法が異なる新規参入者においても、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款における燃料費調整制度に則った料金体系を採用している例がみられる。需要家への訴求のしやすさ等の観点からこうした料金体系を採用することは否定されるものではないが、一般的には、事業者において、需要家との間の適切なリスク分配や料金の算定方法の明確性等に配慮したうえで、コストの変動を適切に反映する料金体系とすることによって、電気料金の透明性の確保や、社会全体の便益の向上が図られることが考えられる。」とした規定を追加する。

また、燃料費調整をはじめとする料金高騰リスクへの対応の参考事例については、事業者が必要に応じて参照することで、料金メニュー作成の一助となることに加え、事業者が需要家に料金メニューを説明する際にも、ガイドラインの当該項を引用することで、需要家がメニューの特徴を理解しやすくなるという効果も考えられる。

このため、参考事例は、「電力の小売営業に関する指針」の中で、その類型ごとに、基本的な仕組みを分かりやすく示す（リスクヘッジ手法やそのコストの転嫁方法を含む。）とともに、事業者・需要家それぞれにとっての主なメリットやリスク・負担コストを整理して示すことで、需要家・事業者いずれにも有用なものとする。

（ii）需要家保護の在り方

各小売電気事業者における燃料費調整をはじめとする料金高騰リスクへの対応を取る場合、その内容やリスクについても、需要家への十分な情報提供が望ましいものとして、電力の小売営業に関する指針において位置づける。

具体的には、望ましい行為等として、

- ① 燃料価格の変動による料金の変動のリスクについて、家庭の需要家に分かりやすいメニューを作成すること。
- ② 提供する料金メニューの燃料費調整の仕組みや、それによる料金の変動のリスクについて、ホームページ等において、需要家に分かりやすい情報提供を行うこと、また、そうした説明に、一般的な需要家が容易にたどりつけるようにすること
- ③ 小売電気事業者が燃料費調整に調整上限のある料金メニューを提供する場合においては、調整上限の算定に用いる基準価格の設定や更新の考え方について、小売供給約款等に定めるとともに、ホームページ等において、分かりやすく情報提供すること

を位置づけることとしつつ、問題となる行為として、

- ④ 小売供給契約を締結する際に、自社の燃料費調整の仕組みによるメリットのみならず、リスクについても、需要家に対し十分な説明を行わないこと
- を位置づけることとする。

（iii）その他

経過措置料金における燃料費調整制度については、経過措置料金そのものの在り方も含め、引き続き、検討することとする。

(2) 小売電気事業の在り方

①現状

(i) 小売電気事業を取り巻く事業環境

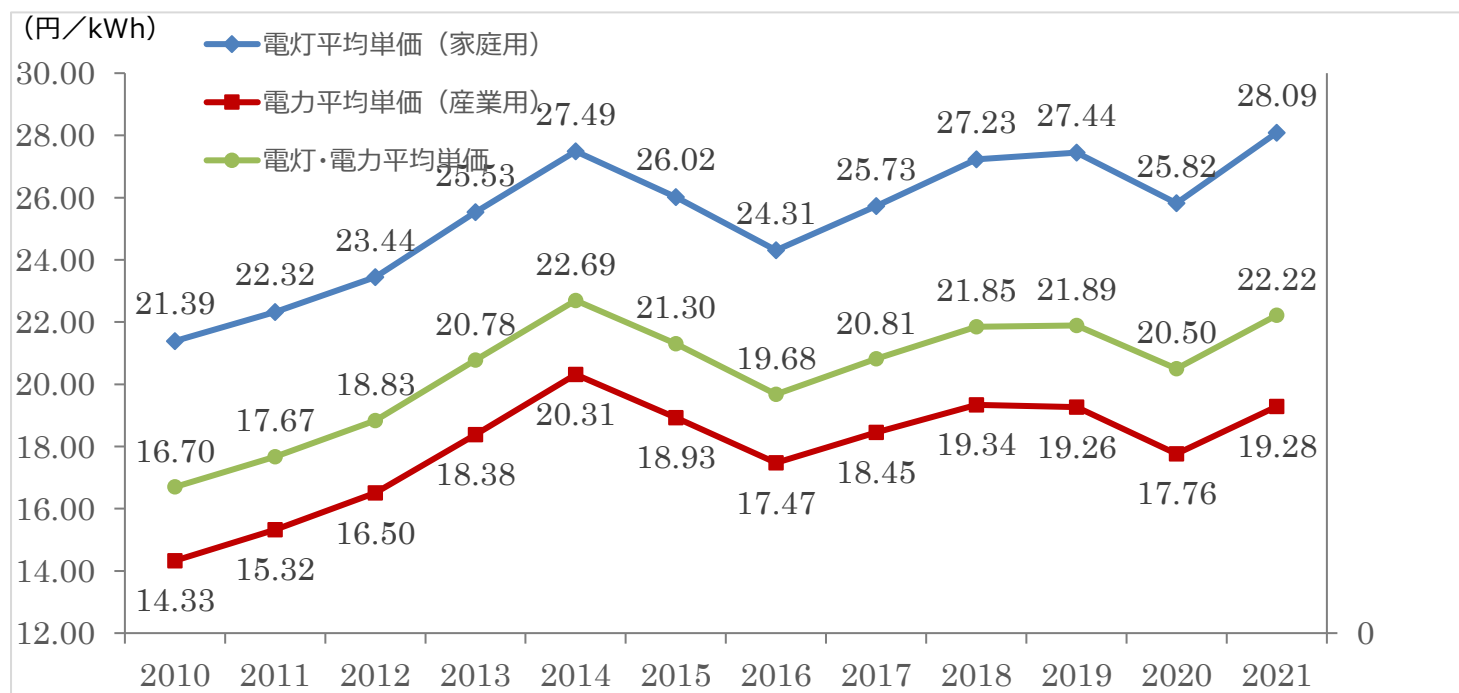
世界的な燃料価格の高騰の影響もあり、卸電力市場価格のボラティリティは一層高まっている。燃料価格、スポット価格、先物価格は、昨年来上昇傾向にある。そうした中で、本年2月のロシアによるウクライナ侵攻により価格はさらに上昇している。今後も、ロシアから欧州への天然ガスの供給状況等諸外国におけるエネルギー供給情勢の変化が、我が国の燃料輸入価格、さらには卸電力市場価格に影響を与えることが考えられるところである。

足下の卸電力市場価格や先物市場価格が電力・電灯平均単価の水準に至っていることを踏まえれば、小売電気事業者やこれから小売電気事業の登録を申請しようとする事業者は、従来どおりのビジネスモデルでは事業の継続は必ずしも容易ではないということに留意しながら、小売電気事業に参入し、市場リスクの管理⁶を適切に行いながら事業を展開することが必要である。

現に、昨年1月以降に、破産、会社更生、民事再生及び特別精算に至った小売電気事業者は20社、この他に休廃止に至った小売電気事業者は22社である⁷。

図5：電気料金平均単価の推移

電気料金単価



出典：電力取引報等

⁶ 小売実態調査において「自社の資産等の経営体力を上回るリスクを取らないようなリスクマネジメントを行っているか」という質問に対して、「リスクマネジメントをしている」と回答した者は64%、「リスクマネジメントをしていない」と回答した者は36%（回答数219者）。

⁷ 令和4年6月28日時点

図6：卸電力市場価格の推移（再掲）

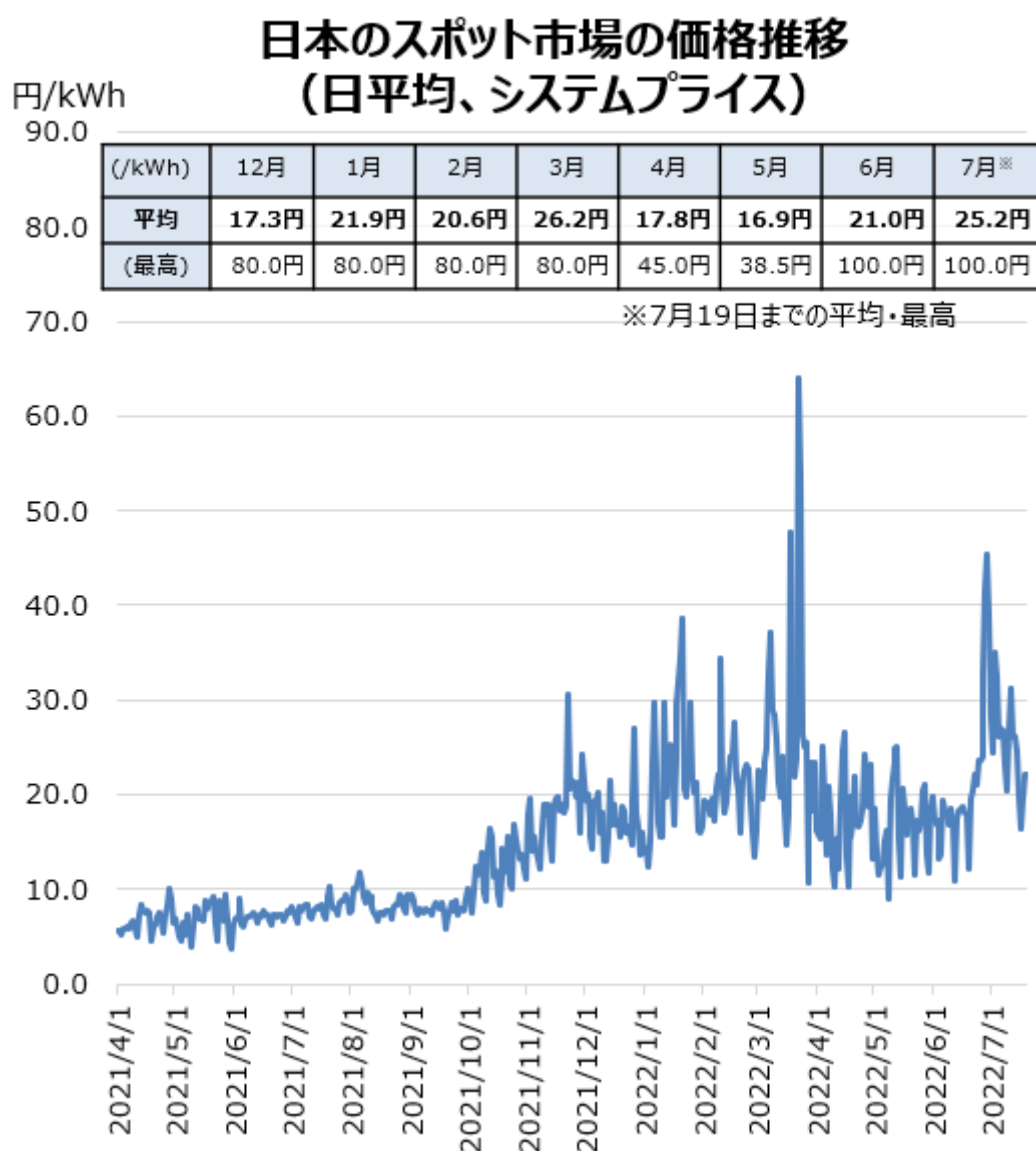
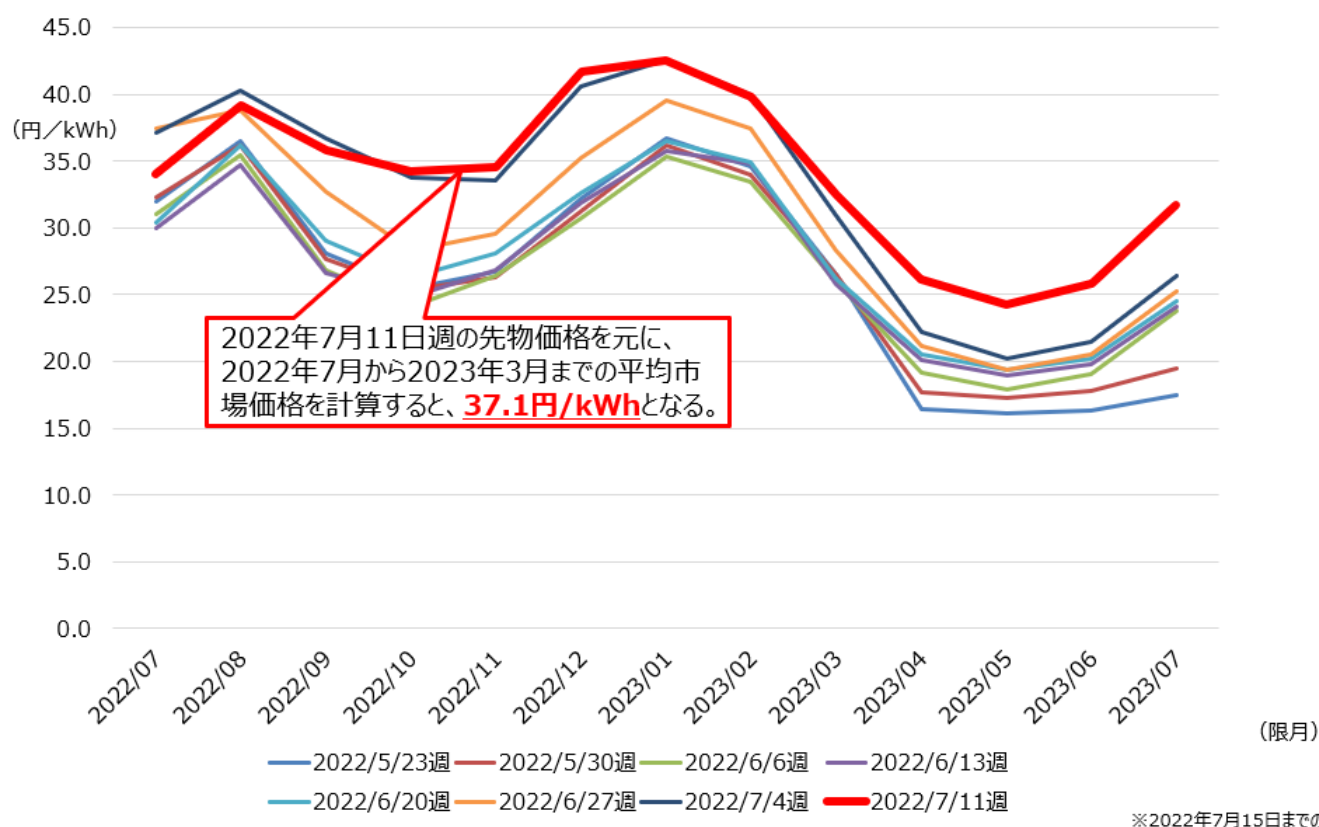


図 7：電気先物価格の推移

電力先物価格の推移（各限月週平均、東エリア・ベースロード、TOCOM）



出典：日本取引所グループ（JEPX）のデータ

(<https://www.jpx.co.jp/markets/derivatives/reference/electricity/index.html>)
を参考に資源エネルギー庁作成

（ii）小売電気事業に対する規制⁸

小売電気事業は、国が定める電気事業法等、一般送配電事業者が定める託送供給等約款、電力広域的運営推進機関や一般社団法人日本卸電力取引所が定める諸ルールにより規律されている。

小売電気事業については、電気事業法において全面自由化にあたって登録制を導入し、説明義務等の需要家保護の観点からの規制、供給力確保義務等の安定供給の観点からの規制、事業承継・廃止時等の規制が課されている。

小売電気事業者は、送配電網を利用して需要家に対して電気を供給するために、託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結し、託送料金及びインバランス料金（以下「託送料金等」という。）を支払うことが必要である。また、小売電気事業者は、需要・調達計画を、毎日、電力広域的運営推進機関に提出をしている。

卸電力取引市場は、現物取引を行う市場として創立しており、取引会員になるためには、接続供給契約を締結していること⁹等が必要となる。

⁸ ここでいう規制とは、国が定める法令上の規制に加えて、関係事業者・機関が定めるルールを含む概念である。

⁹ 一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程第2条（1）

足下の小売電気事業のリスクが顕在化してきている中で、需要家保護や国民負担の抑制の観点から、新たな課題に応じた規制が必要と考えられる。

他方、小売全面自由化以降、700 者を超える事業者が小売電気事業者として登録され、当初予想していなかった、新たなビジネスモデルも出現している。こうした事業機会の更なる拡大の観点から、規制の合理化が必要と考えられる。

②課題

(i) 新たな課題に応じた規制の在り方

i) 託送料金等の未払い問題

世界的な燃料価格の高騰に伴う卸電力市場価格の上昇等により、事業性が悪化した事業者の破産等の事業撤退が増加している。

小売電気事業者の破産等のケースにおいては、託送料金等を未払いのまま事業撤退しているケースも発生¹⁰しており、これから貸倒損の計上額は増加することが見込まれる¹¹。また、事業撤退した小売電気事業者の中には、1 社あたりの託送料金等の未払い額が大きく、事業撤退に伴いスイッチングを余儀なくされた需要家の数も多いなど、社会的な影響の大きい事業者も見受けられるところである。

需要家保護の観点からは、需要家は、小売電気事業者に託送料金等の未払い等が生じている中でも、その事実を知ることなく、当該小売電気事業者へのスイッチングをしてしまう可能性がある。

国民負担の観点からは、小売電気事業者がこのような形で事業を拡大し、結果として撤退に至れば、これら不履行となった債務は、託送料金として、広く国民の負担となる。

他方、現在は、需要家や国がこうした情報を把握する仕組みがなく、こうした課題に対して適切に対処することができない。

なお、未払いが生じている小売電気業者においては、事業譲渡、会社分割、合併により他の事業者へ事業を承継することが想定されるところであるが、電気事業法においては、「小売電気事業の全部」を承継する場合には承継事業者が事業内容の全てを引き継ぐことになることから、事後届出¹²で、その地位を承継することができ¹³、かかる届出を受理したときは、小売電気事業者登録簿へ登録¹⁴することとされている。事業内容の全てとは、小売電気事業に係る権利関係（債権・債務）を含むものであり、託送料金やインバランス料金等の債務も対象となる。

他方、承継の届出は、事後手続であるが故に、承継後に届出が提出されることとなるため、届出にあたって相談等があった時点で債権・債務の一部が承継されていないにも関わらず、実態上、承継事業者による小売供給が始まっている事態も想定されるところである。

¹⁰ 一般送配電事業者に対する調査によれば、託送料金等の未払い額が 10 社合計で約 450 億¹⁰円にものぼる

¹¹ 2017～2021 年度に計上された貸倒損は 10 社合計で約 110 億円。

¹² 電気事業法第 2 条の 7

¹³ 小売電気事業の一部を承継する場合には、承継先が新規登録（第 2 条の 2）を受けることが必要。

¹⁴ 電気事業法第 2 条の 7 第 3 項の規定により準用する第 2 条の 6 第 5 項

ii) 小売登録審査・モニタリングの在り方

令和3年2月17日に開催した本小委員会において「小売電気事業者の登録審査については、当面、慎重に行う必要がある」と整理したことを踏まえて、現在、従来から小売登録申請の書類として提出が義務づけられている直近の貸借対照表及び損益計算書¹⁵から財務状況を確認し、必要に応じて、収支計画等を確認¹⁶しているところである。

卸電力市場価格のボラティリティは一層高まっており、小売電気事業のリスクが大きくなっていることを踏まえて、小売登録審査の在り方や小売登録後の事業の実施状況に対するモニタリングの在り方を検討することが必要である。

iii) 顧客管理

自由化が進む中にあるのは、小売電気事業者側の課題だけではなく、一部の需要家にもモラルハザードの課題があるところである。

小売実態調査によれば、小売電気事業者の約4割が、電気料金を未払いのまま顧客がスイッチングする事例を経験¹⁷している。このような事例は、需要家間の公平性、ひいては、電気事業の健全な発展の観点からも課題であると考えられるところである。

(ii) 規制の合理化の在り方

小売全面自由化以降、700者を超える事業者が小売電気事業者として登録され、当初は想定していなかった、新たなビジネスモデルが出現している。具体的には以下の4類型である。

	類型	概要
i)	自社グループ会社に対して電力供給を行うことを主目的とするもの	チェーンストアなど、自社グループ内企業向けに、効率的な電力調達や非化石価値付き電気の供給のため、グループ内に小売電気事業者を立ち上げ、グループ会社の電力調達・供給を一括して行うビジネスモデル。
ii)	蓄電池を活用し、電力市場取引における需給安定化等を主目的とするもの	卸電力市場の価格が安い時間帯に電力を購入し、卸電力市場価格が高い時間帯に放電を行うビジネスモデル。
iii)	トレーディングを主目的とするもの	現物市場や先物市場を活用し、電力や燃料の取引を行うことで利益の獲得や変動抑制を狙うビジネスモデル。
iv)	卸供給を主目的とするもの	自らは発電設備を有しないが、発電事業者との相対取引や卸電力市場を通じて電力を調達し、小売電気事業者に対して相対取引や卸電力市場を通じて売電。小売電気事業者から電力調達の委託を受けて、こうした業務を行っている事例（親BGを兼ねているケースも多い）もある。

¹⁵ 電気事業法施行規則第3条の5第3項第4号

¹⁶ 電気事業法施行規則第3条の5第4項において「必要と認める書類の提出を求めることができる。」と規定。

¹⁷ 小売実態調査によれば、回答者の債権総額の合計が約20億円（約20万件）

上記 i) ～ iv) の 4 つのビジネスモデルについては、厳密には、小売電気事業とは考え難いが、将来的に「一般の需要」に応じ、「電気を供給する」という計画が示されれば、登録が認められるところである。

一方、現行の小売電気事業規制は「一般の需要」への供給を前提としており、必ずしも i) ～ iv) のようなビジネスモデルを念頭においたものではない¹⁸。

こうしたビジネスモデルについては、電力システムにおけるビジネスモデルとしての価値を踏まえて、規制の合理化の在り方について検討することが必要である。

③方向性

(i) 新たな課題に応じた規制の在り方

i) 託送料金等の未払い問題

現在は、需要家や国が、託送料金等の未払い額を把握する仕組みがないため、今後、制度的な対応に向けて、以下の論点について、検討することとする。

- ・ 需要家や国が託送料金等の未払い額を把握する方法（需要家や国に情報提供する主体、情報の正確性の確保、需要家にとっての理解容易性等の観点からの検討）
- ・ 国が情報を把握した場合に講ずべき措置（ストレステストや行政処分の在り方等の検討）
- ・ 託送料金等の未払い額以外に需要家や国が把握すべき未払い額（需要家保護や国民負担の抑制の観点から検討）等

また、債権・債務の一部しか承継されていないにも関わらず、承継事業者による小売供給がなされる事態を未然に予防するため、小売電気事業の全部の承継を行い、承継の届出を行う場合には、以下の点に留意するよう小売電気事業者に周知することとする。

①託送料金、インバランス料金等を含む全ての債権・債務の承継が地位を承継するためには必要であること

②全ての債権・債務が承継されていないにもかかわらず、小売電気事業者としての営業を続けることは無登録営業となり、電気事業法上、問題となること

¹⁸ 「2020 年度版電気事業法の解説」によれば、ここでいう「一般の需要」とは、現在存在している使用者に対してのみされるのではなく、潜在する需要に対しても、それが顕在化したときには供給することを意味しているため、電力の供給を希望する一般の需要家の需要を意味している。また、「電気を供給する」とは、同コンメンタールによると、最終的に電気を使用する者に対する電気の供給を意味しているとあるため、一般の需要家への供給を意味している。このため、i) ～ iv) の事業を専ら行う場合には、一般的には、電気事業法が当初想定した小売電気事業者には該当しないこととなる。

また、i)、ii) の事業については、需要場所（グループ企業の建物・工場、蓄電池の設置場所）への電気の供給を確保するために、一般送配電事業者による接続供給を受ける必要があるが、接続供給は、電気事業法第 1 条第 1 項第 5 号にその定義が定められており、①小売電気事業の用に供する場合と、②自己託送の用に供する場合に限定されており、前述の i)、ii) の事業のみを行う場合には、接続供給を受けることができない。

iii)、iv) の事業については、現物の電力の取引を行うことを想定されて JEPX が設立されたことから、取引会員規程において、接続供給契約を締結していること等が資格要件として定められている。

③電気事業法における「承継」に該当するか疑義がある場合には、資源エネルギー庁に相談すること

ii) 小売登録審査・モニタリングの在り方

小売電気事業者の市場リスクに対する耐性については、ストレステストを行うことが有効な手段の一つと考えられる。

例えば、燃料価格や卸電力市場価格の高騰等により、小売事業者の破産が相次いだ英国においては、規制機関である OFGEM¹⁹が、本年1月以降、小売事業者の情報を収集し、ストレステストを実施しているところである。

令和4年3月24日に開催した本委員会において、電力・ガス取引監視等委員会においてストレステストの在り方の検討を進めることとしたところであるが、今後、電力・ガス取引監視等委員会から報告を受け、本委員会においても議論を行うこととする。

また、ストレステストの在り方を踏まえて小売登録審査やモニタリングの在り方について検討を進めることとする。

iii) 顧客管理

顧客管理の課題への対処については、事業者の枠を超えた仕組みが必要と考えられるところである。

例えば、携帯電話業界では、電気通信事業の健全な発展と国民の利便性向上に資することを目的とする一般社団法人において信用情報の共有を行うことで、未払いを防止するスキームを構築しているところである。

表1：携帯電話業界における顧客情報の共有スキーム

管理主体	一般社団法人 電気通信事業者協会
加入メンバー	携帯電話事業者（MNO/MVNO）
情報交換の目的	料金不払いの再発を防止し、利用者全体の公平性と利益を守ることを目的としている
共有されている情報	氏名、生年月日、性別、住所、契約解除前の携帯電話・PHSの電話番号等、連絡先電話番号、料金不払いの状況
本人確認	携帯電話不正利用防止法上の義務

¹⁹ Office of Gas and Electricity Markets

このような仕組みを実現するためには、各小売電気事業者の具体的な行動（顧客情報の提供・共有、そのためのシステム開発）が必要となると考えられるところ、どのような情報をどのような形で共有することが業界全体のために必要かなどの共通理解が不可欠²⁰である。

このため、今後、小売電気事業者の意向を丁寧に確認していくこととする。

（ii）規制合理化の在り方

電力自由化の中において多様なビジネスモデルを認めていく方向性の下、規制の合理化に向けて、既存の小売電気事業者や小売電気事業への参入を検討している事業者にはビジネスの実態を確認するとともに、他の小売電気事業者を含め、丁寧に意向を確認しながら、以下の論点について、検討を進めていくこととする。

- ・ 電力システムに積極的に取り入れていく意義
- ・ 電気事業法、託送供給等約款、電力広域的運営推進機関や日本卸電力取引所の諸ルールにおける規制の在り方
- ・ 他の小売電気事業者との間における託送料金の負担等に関する公平性

等

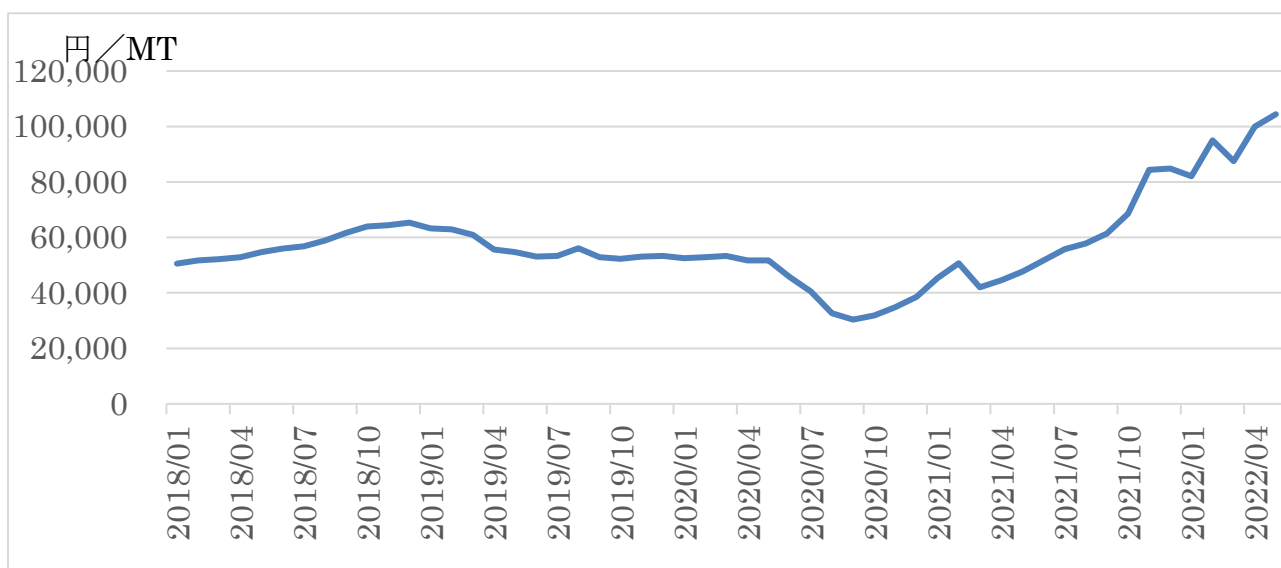
²⁰ 逆に、各小売電気事業者がこのような取組を行うにあたり、便益よりコストの方が大きいようであれば、こうした仕組みの実現は困難。

3. 都市ガス小売事業

(1) 都市ガス小売事業を取り巻く事業環境

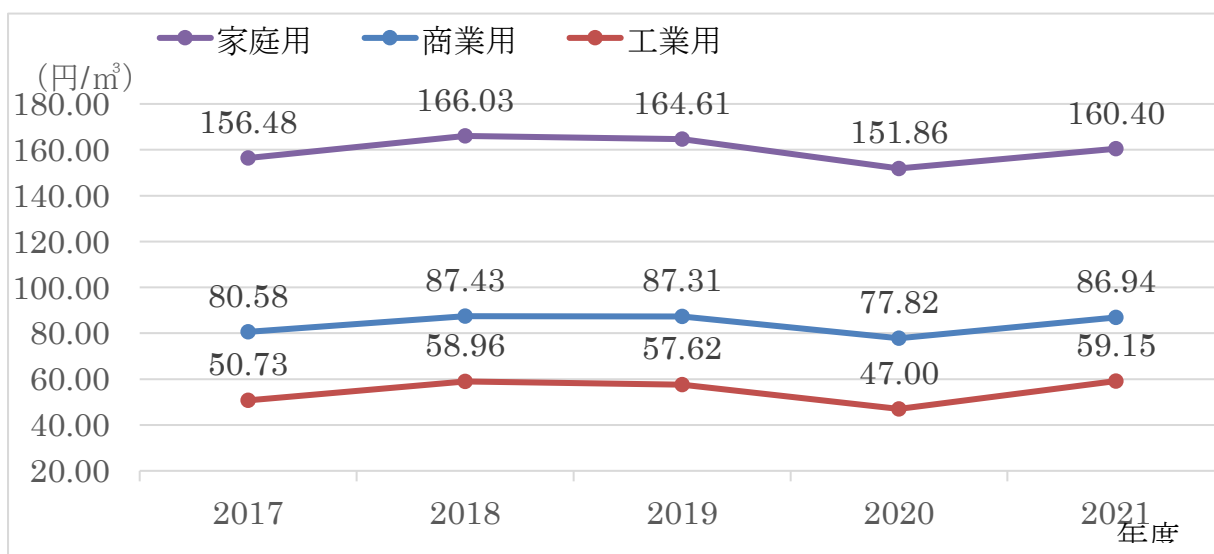
コロナ禍下において低迷していた LNG の国際価格が反転し、世界的に原油価格・LNG 価格が上昇する中で、長期契約の比率の高い日本の LNG 輸入価格も上昇傾向にある。更に、本年 2 月末のロシアのウクライナ侵攻開始以降、原油価格の上昇、LNG スポット価格の上昇、円安が進行しており、円建ての日本の LNG 輸入価格が上昇している。小売自由化からコロナ禍前までの間、貿易統計の LNG 輸入価格の変動は、概ね 4 万 5 千円から 6 万 5 千円の範囲収まっていたが、コロナ影響が顕在化した 2020 年から現在までの価格は、約 3 万円から 10 万円超まで、3 倍以上の急激な上昇が生じている。小売全面自由化以降、都市ガスの平均販売価格は比較的安定していたが、最近の LNG 輸入価格の急激な上昇に伴い、小売価格は上昇傾向にある。

図 8：日本の LNG 輸入 CIF 価格の推移（貿易統計）



出典：貿易統計

図 9：都市ガス平均販売額の推移



出典：ガス取引報

（２）原料費高騰下における需要家保護と料金の在り方

１）産業向け料金

都市ガスは、多くの場合、原料のほとんどをLNGとしていること、都市ガス小売事業者の供給する都市ガスの原料となっているLNG輸入の長期契約比率が高いこと、原料費調整により貿易統計の最新のLNG輸入価格を毎月の小売料金に反映していることから、電気に比べ、原料調達コストと販売価格の逆転が生じづらい。このため、これまでのところ産業向けガスについて、電気で見られているような最終保障供給に係る問題は見られない。しかしながら、今後高値のスポット調達等により小売事業者の原料調達コストが販売価格を逆転するような場合には、都市ガス小売事業者が新規の産業用の小売契約を停止する事態、更には原料調達コストを反映した最終保障料金より高い価格を提示した結果、需要家が最終保障供給契約を選択するといった、産業向け電気と同様の問題が生じる可能性はある。そのような懸念が生じた場合には、ガスの最終保障供給についても検討を行う必要がある。

２）家庭向け料金

①現状

2022年6月末時点で経過措置が残る都市ガス事業者は4社²¹であり、家庭用の総契約件数に占める規制料金の契約件数の割合は2%（2022年3月時点）まで減少しており、都市ガスの家庭向け小売料金は、ほぼ自由料金となっている。

家庭向け料金メニューは、自由料金移行後も、LNG等の原料費の変動を小売料金に反映する原料費調整のあるものが一般的である。原料費調整については、自由化以前の料金メニューの考え方を踏襲し、最新の貿易統計の輸入価格の三ヶ月平均を毎月の料金に反映するものが一般的である。三ヶ月平均の輸入価格を用いLNG輸入価格の急な上昇を緩やかに小売料金に反映することで一定の激変緩和の需要家保護が図られるとともに、原料価格や為替の変動影響を料金に反映することで小売事業者の経営リスク緩和を通じてガス小売供給の安定に寄与している。

新規小売事業者は、主に競合する旧一般ガス事業者の料金との比較を容易にする観点から、自社の実際の原料価格とは無関係に、競合する旧一般ガス事業者の基準原料価格や原料費調整をそのまま用いることが一般的である。

小売全面自由化以前は、家庭向けの料金の原料費調整制度において調整上限（基準原料価格の1.6倍）が設定されていた。自由化後は、経過措置の規制料金には調整上限が存在するが、自由料金における原料費調整の調整上限の有無は小売事業者によって異なる。旧一般ガス事業者の一部では、現状、調整上限のある料金メニューを提供しているが、調整上限の無い料金を提供している小売事業者も多い。また新規小売事業者においては、調整上限の無い料金メニューが一般的である。

②課題

（i）家庭の需要家の選択肢

急激な小売料金の高騰からの需要家保護の重要性は自由化前後で不変であると考えられる一方、小売自由化・料金自由化は、専ら小売事業者間の競争や需要家の選択肢の多様化により、需要家保護を実現する考え方に立っていると考えられる。

²¹ 東邦ガス、熱海ガス、南海ガス、日本ガス（南平台・初山地区）

すなわち、ガスシステム改革の目的の一つは、小売事業者が競争を通じて需要家のニーズに応じた多様な料金メニューを提供し、多様な選択肢から需要家が自らの選好に応じた料金メニューを選択できる状況を実現することである。家庭向けの自由料金における、原料価格高騰時における需要家保護を考えた場合、ガスシステム改革の目的に則り、原料費調整に上限のある料金メニューを始めとする原料高騰リスクに備えることができる料金メニューを含む様々な料金メニューの選択肢が提供され、需要家がこれらの選択肢の中から、自らの選好に応じて選択できることにより実現することが望ましい。しかしながら、現状では、地域によって家庭の需要家が調整上限のある料金メニューをはじめとする原料高騰リスクに備えることができる料金メニューを選択できない場合が生じており、全ての需要家に、原料高騰リスクに備えることができる料金メニューの選択肢が提供されているわけではない。

（ii）適切な情報提供等

小売全面自由化後、原料価格が比較的安定していたことから、家庭の需要家にとっての旧一般ガス事業者と新規小売事業者の料金メニューの差別化は、専ら基本料金や従量料金の単価、支払額の割引、付帯サービスの内容等が主であったと考えられる。このため、英国等でみられるような、契約期間中の原料価格変動リスクの無い固定料金メニューは、日本においては主たる料金の仕組みとしては登場しておらず、また原料費調整の調整上限の有無についても、需要家の選択において十分に考慮されてこなかった可能性がある。

（iii）原料費調整の調整上限のあり方

小売全面自由化以前の認可料金における原料費調整制度においては、調整上限は、料金改定により基準原料価格等が見直されることに伴い、再設定されることが想定されており²²、現在でも規制料金については同様の扱いとなる。

一方で、小売全面自由化後の自由料金においては、調整上限の設定趣旨、原料費の高騰によって調整上限に達した場合の対応、調整上限を見直す場合の考え方などは、一義的には、各小売事業者と需要家との契約の問題となるが、一般的に、調整上限に達した場合の対応等について考え方が整理されていない。

③方向性

（i）ガイドラインの提供を通じた望ましい状況の実現

自由化後、地域によっては需要家が調整上限のある料金メニューをはじめとする原料高騰リスクに備えることができる料金メニューを選べない場合が生じていることにかんがみると、小売事

²² 都市熱エネルギー部会料金制度小委委員会中間とりまとめ（抜粋）2009年1月

4. 今後の行政関与の在り方

○まず、調整上限突破が確実に見込まれる状況※下での届出料金改定は、調整上限の設定趣旨との関係が問われることから、原料費以外の費用の低下や原価構造の変化等、届出料金改定を実施する理由について、需要家の納得を得られるよう、事業者が徹底した説明責任を果たすことが必要である。なお、届出料金改定を行い再設定される基準 平均原料価格が、改定前料金の基準平均原料価格を上回ったとしても、改定後の料金水準は改定後の原料価格によって決まるものであることから、問題視・特別視すべきことではない。

※ 具体例としては、原料価格上昇局面において、届出時点で判明している貿易統計実績から算定される直近の平均原料価格が改定前の調整上限を超過している場合が考えられる。

業者の自由な事業活動と経営判断の結果のみによって、望ましい状況が実現する保障は無く、何らかの対応を講じることが必要である。

このため、小売事業者に対し、望ましいあり方、望ましい行為、料金メニューの参考事例をガイドラインの形で示し、自由競争を阻害しない形で、自主的な取組を促すとともに、合わせて、需要家に対してもガイドラインによる小売料金に対する理解促進を図ることが有効である。

ガス料金や小売事業に関するガイドラインとしては、「ガスの小売営業に関する指針（経済産業省）」、「適正なガス取引についての指針（経済産業省、公正取引委員会）」が存在する。「ガスの小売営業に関する指針」は、ガスの小売の全面自由化において「ガスの需要家の保護の充実を図り、需要家が安心してガスの供給を受けられるようにするとともに、ガス事業の健全な発達に資することを目的」として策定されている。今回ガイドラインとして規定すべき内容との親和性・整合性、及び事業者にとっての関連文書の一覧性を確保する観点から、ガスの小売営業に関する指針の一部を改正することとする。

（ii）適切な情報提供等

原料費調整に上限の無い料金メニューは、原料費の上昇分が全て小売料金に転嫁されるため、原料高騰時において、需要家のリスクが高く、小売事業者のリスクが低い料金である。一方で原料費調整に上限がある料金メニューや固定料金メニューは、需要家のリスクがより低く、小売事業者のリスクがより高い料金である。このリスクの違いは、本来は料金価格の違いに反映され、需要家リスクの高い料金メニューはより安価に、需要家リスクの低いメニューはより高価に提供されることとなる。

このため、小売事業者は、原料価格の変動による料金の変動のリスクについて、家庭の需要家に分かりやすいメニューを準備し、原料費調整の仕組みや料金変動のリスクについて、需要家に対し分かりやすい情報提供を行うとともに²³、家庭の需要家が、自らのリスクの選好に応じて求める料金メニュー及びその説明に容易にたどりつけるような情報提供を望ましい行為として規定する。

（iii）原燃料の高騰に備えることができる料金メニューの提供

原料費高騰のリスクについて、小売事業者はリスクヘッジの手段を講じ得る余地がある一方、個々の家庭の需要家は、リスクヘッジのできる料金メニューが提供されない限り、自らリスクをヘッジすることは難しい。

このため、ガイドラインにおいて、原料の高騰に備えることができる料金メニューを家庭の需要家に提供することを、ガス小売事業者の望ましい行為として規定する。

ただし、ガス事業法上のガス小売事業者は、旧一般ガス事業者、旧簡易ガス事業者、新規参入事業者（スタートアップ卸を受ける事業規模が小さい事業者や限られた特定の需要家を対象とした事業者を含む）などがあり、その事業規模、家庭用の需要家数、料金の開発能力は多様である。需要家が原燃料の高騰に備えることができる料金メニューの提供については、全てのガス小売事業者が当該料金メニューを提供できるとは限らず、また特定の限られたニーズの需要家に対

²³ 新しくガイドラインとして追加される望ましい行為としての情報提供や説明については、既に契約済みの需要家に対し、遡って実施することまでは求めておらず、ガイドライン発効後、新たに小売契約等を締結しようとする際に実施することを想定している。

象としたガス小売事業者も想定されるため、全ての小売事業者に対し一律に望ましい行為とすることは適当ではない。

また、ガイドラインは規制ではなく、あくまでガス小売事業者が自主的に「望ましい行為」に取り組むことを促すものであり、望ましい行為を期待する対象については、規制対象のような明確な線引きは必要ないと考えられる。このため、「家庭の需要家の多様なニーズに応じて様々な料金メニューを提供するガス小売事業者がその能力に応じて行うことが望ましい」旨を規定することとする。

経過措置料金規制のあるガス小売事業者がいるエリアとそれ以外のエリアについて扱いを変えるかについては、都市ガスの家庭用小売事業は、電気と異なり経過措置料金規制のあるエリアが限定的であることにかんがみ、一律に適用することとする。

（iv）原料費調整に上限のある料金メニューを提供する場合の望ましい行為

ガス小売事業者が調整上限のある料金メニューを家庭の需要家に提供する場合においては、調整上限の算定に用いる基準価格の設定やこれを見直す場合の考え方等について、あらかじめ供給約款等²⁴に定め、需要家に明らかにしておくことを望ましい行為として規定する。

（v）参考事例の記載

料金メニューに対する需要家の理解・比較を容易にし、小売事業者による料金メニュー開発の参考とするため、料金メニューの類型を参考事例として示すこととする。なお、事例を示すことで、かえって各小売事業社の料金メニュー作成の創意工夫が縛られることがないように、例示していない新たな料金メニューを小売事業者が創意工夫し開発することを妨げるものではない旨を明記する。

【参考】第50回 電力・ガス基本政策小委員会（2022年5月27日）資料

ガスの家庭用自由料金に関するガイドラインのイメージ

1. 基本的考え方

ガスシステム改革の目的の一つは、小売事業者が競争を通じて需要家のニーズに応じた多様な料金メニューを提供し、多様な選択肢から需要家が自らの選好に応じた料金メニューを選択できる状況を実現することである。

このガスシステム改革の目的に則れば、小売全面自由化後の家庭向けのガスの自由料金における需要家保護については、ガス小売事業者によって、料金の調整に上限のある料金メニューを始めとする料金高騰リスクに備えることができる料金メニューを含む、様々な料金メニューが需要家に選択肢として提供され、需要家がこれらの選択肢の中から、自らの選好に応じて料金プランを選択できることにより実現することが期待される。

²⁴ 供給約款に限らず、ホームページ等も含む。

2. 望ましい行為

- (1) ガス小売事業者等が原料費調整のある料金メニュー及びその他の原料価格の変動により料金が変動する料金メニューを提供等する場合においては、ガス小売事業者は、以下の情報提供等を行うことが望ましい。
- ① 原料価格の変動による料金の変動のリスクについて、家庭の需要家に分かりやすいメニューを作成すること
 - ② 提供等する料金メニューの原料費調整（その他の原料価格の変動により料金が変動するものを含む）の仕組みや原料価格の変動による料金の変動のリスクについて、ホームページ等において、家庭の需要家に分かりやすい情報提供を行うこと
 - ③ ホームページにおける原料価格の変動により料金が変動する料金メニュー及びその説明に、家庭の需要家が容易にたどりつけるようにすること
 - ④ 小売供給契約を締結等する際に、原料価格の変動による料金の変動のリスクについて、家庭の需要家に対し十分な説明を行うこと（ただし、ガス事業法第14条に基づき説明しなければならない事項との関係について整理が必要である。）
- (2) ガス小売事業者が原料費調整（その他の原料価格の変動により料金が変動するものを含む）に調整上限のある料金メニューを提供する場合においては、調整上限の算定に用いる基準価格の設定や更新の考え方について、小売供給約款等に定めるとともに、ホームページ等において、分かりやすく情報提供することが望ましい。
- (3) 家庭の需要家の多様なニーズに応じて様々な料金メニューを提供するガス小売事業者は、その能力に応じて、少なくとも一つは、家庭の需要家が原料価格の変動による料金の変動のリスクに備えることができる料金メニューを提供することが望ましい。

3. 参考事例

家庭の需要家による料金メニューの理解・比較を容易にし、ガス小売事業者による料金メニュー作成の一助とするため、以下にガス料金メニューの類型を参考事例として示す。なお、これらはあくまで例示であり、ガス小売事業者の創意工夫による、この参考事例に当てはまらない新しい料金メニューの作成を妨げるものではない。

基本・従量料金 固定プラン

原料費調整型のプラン

上限設定プラン ※規制料金プラン

上限設定プラン

上限なしプラン

高騰時の需要家リスク小

事業者リスク大（リスクヘッジのためのコスト大）

高騰時の需要家リスク大

事業者リスク小（リスクヘッジのためのコスト小）

- ✓ 基本料金・従量料金の単価が固定されており、料金が変化しない。
- ✓ 契約期間に定めを設けることが一般的。
- ✓ 需要家は原料費の変動リスクから遮断される。
- ✓ ただし、原料費下落局面においても料金は値下げされない。

- ✓ 原料費調整を行うため、原料費の変動により、従量料金が変動する。
- ✓ ただし、従量料金の変動については、調整上限があり、これに達した場合には、料金の上昇に歯止めがかかる。
- ✓ 調整上限は、各社の料金策定の基準原料価格が用いられるため各社でまちまちである。
- ✓ ただし、小売事業者が料金の改定を行った場合には、そのときの基準原料価格に応じて、調整上限が引き上がる場合がある。
- ✓ 原料費下落局面においては料金が値下げされる。

- ✓ 原料費調整を行うため、原料費の変動により、従量料金が変動する。原料費調整については、様々なパターンがあり得る。
- ✓ ただし、従量料金の変動については、調整上限があり、これに達した場合には、料金の上昇に歯止めがかかる。
- ✓ ただし、調整上限は、各社の料金プランに依るため、各社で様々である。
- ✓ 調整上限については更新される場合がある。（このため調整上限の設定や更新についての考え方を小売供給約款等で明示することが望ましいとされている。）
- ✓ 原料費下落局面においては料金が値下げされる。

- ✓ 原料費調整を行うため、原料費の変動により、従量料金が変動する。原料費調整については、様々なパターンがあり得る。
- ✓ 調整上限がないため、従量料金の上昇に上限がない。
- ✓ 原料費下落局面においては料金が値下げされる。

- ✓ 小売事業者は、各プランのリスクに応じたリスクヘッジ等を予め講じ得る（料金に応分のプレミアムが乗る、契約期間に定めを設ける可能性）

- ✓ いずれの場合も、小売事業者は、料金の仕組み等につき、需要家へのより丁寧な情報提供等が求められる

原料費の変動による料金の変動リスクに対応するその他の原料費調整型のプラン

バンド設定プラン

- ✓ 原料費調整を行うが、一定の調整バンドの範囲内においては、原料費の変動を料金に反映しない。
- ✓ 調整バンドの範囲内であれば、料金は変動しない。
- ✓ 調整バンドの範囲を超えて原料価格が上昇した場合には、料金が上昇する。
- ✓ 需要家のリスクは、調整バンドの設定方法に依る。

支払いの一部を事後払いとするプラン

- ✓ 原料費調整を行うが、原料費の上昇が一定水準を超えた場合には、従量料金の上昇分の一部又は全部について、支払いを事後とすることで、需要家の支払い負担を平準化する。

原料費調整がより緩やかなプラン

- ✓ 原料費調整を行うが、一般的な貿易統計価格の3ヶ月平均よりも長い期間を採用することで、原料費の変動をより緩やかな形で料金変動に反映する。
- ✓ ただし、原料費下落局面における料金の値下げも緩やかとなる。

- ✓ 調整上限の設定との併用も可能。

- ✓ 小売事業者は、各プランのリスクに応じたリスクヘッジ等を予め講じ得る（その分プレミアムが乗る、契約期間に定めを設ける可能性）。

- ✓ いずれの場合も、小売事業者は、料金の仕組み等につき、需要家へのより丁寧な情報提供等が求められる